

## 資料提供

令和6年3月15日（金）  
福祉部障害福祉課  
担当者 企画担当課長補佐  
黒澤 創（029-301-3357 内線 3355）  
担当者 精神保健担当課長補佐  
小林 望美（029-301-3368 内線 3366）

## 障害児等療育支援事業及び発達障害者支援センター運営事業に関する消費税の取扱いについて

令和5年10月4日付け子ども家庭庁及び厚生労働省からの事務連絡により、障害者総合支援法に基づく障害者相談支援事業等については、消費税の課税対象であることが示されました。

この通知で示された対象事業について確認したところ、2事業について、消費税を非課税として取り扱っていたことから、今後、国の通知に基づいた対応を行ってまいります。

### 1 対象となる事業

- ・ 障害児等療育支援事業（1法人）
- ・ 発達障害者支援センター運営事業（2法人）

### 2 今後の対応

当該事業を受託していた社会福祉法人（3法人）において、過去5年分（H30～R4）の消費税について税務署へ申告を行っていただき、それに伴い発生する消費税額等について県が負担します。

### 3 事業費及び県負担見込額(概算)

事業名	委託先	事業費 (過去5年分)	県負担見込額 (消費税+延滞税等(過去5年分))
障害児等療育支援事業	1法人	395,772千円	49,022千円
発達障害者支援センター 運営事業	2法人	246,226千円	30,310千円

### 4 原因

- ・ 課税・非課税の取扱いについては、これまで国において明確に周知されておらず、対応も一貫したものではありませんでした。
- ・ 障害者の相談支援に関する一部の事業は非課税とされていたため、当該事業についても社会福祉事業に該当すると誤認し、県が支払う委託額に消費税相当額を含めていなかったため。

### 5 再発防止

今後、委託料に係る消費税の取扱いについて非課税とする場合には、その都度、根拠法令等を確認のうえ、事業を所管する省庁や消費税を所管する税務署等にも確認・照会を行ってまいります。

併せて今後課税に係る取扱いについて、受託者と十分な確認や情報共有を徹底し、適正な事務に努めてまいります。